

平成29年11月20日
 美浜保健福祉センター高齢障害支援課【事件関係】
 電話270-3276 内線96-360
 保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課【特別障害者手当制度関係】
 電話245-5172 内線90-2651
 総務局総務部人事課コンプライアンス推進室【職員処分関係】
 電話245-5676 内線90-2240

職員による特別障害者手当の不適正処理及び懲戒処分について

職員による特別障害者手当の不適正な処理が判明し、調査の結果を踏まえ、当該職員を処分しましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
財政局	主任主事	44歳	男	停職 2月
美浜区	課長補佐	55歳	男	訓告
美浜区	主査	47歳	男	嚴重注意

2 事案の概要

(1) 所得状況届の改ざんによる不適正な支給

平成25年度から27年度にかけて、特別障害者手当（国制度 以下「手当」という。）の受給者4人から提出された特別障害者手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）の「施設入所・入院の有無」欄の記載内容について、当時、美浜区高齢障害支援課に在籍していた担当職員が、受給者への必要な確認を怠り、故意に二重線等を引き改ざんした。このため、本来、施設入所又は3か月を超える入院により受給資格がなくなった方に対して行うべき受給資格喪失処分が行われず、手当が不適正に継続して支給された。

(2) 不適正な事後処理

平成28年10月、後任の担当職員が、同年に受給者から提出された所得状況届を点検していた際、受給者2人の所得状況届に、過去から施設入所・入院している旨の記載があることに気づき、当該受給者2人が過去に提出した所得状況届を確認したところ、「施設入所・入院の有無」欄の記載内容が二重線等で消され、手当が過払いとなっていることを発見した。

この件について、後任の担当職員等から報告を受けた当時の所属長は、受給者又は職員のいずれが「施設入所・入院の有無」欄の記載内容を二重線等で消したのかということについて十分な事実確認等を行わないまま、過払いとなっている手当の受給者2人に対して「本来の受給資格喪失日まで遡及せずに受給資格喪失処分を行い、過払い金全額の返還を求めないこと」、また、そのうち1人については、「この処分とつじつまが合うよう、受給者に所得状況届の差替えを依頼すること」を方針として決定した。これにより、後日、当該方針に基づき、「受給資格喪失処分」が行われた。

平成29年1月、受給資格喪失処分をした受給者の1人から「手当が止まり困っている」との理由で審査請求書が千葉県知事に提出された。これに対して、当時の所属長は、部下に指示して、上記決定方針どおり、同受給者の家族に依頼して本来の施設入所・入院時期と異なる記載をした所得状況届を提出させ、その写しを弁明書に添付して、千葉県（審理員）に提出した。

3 不適正支給額

1,792,190円

4 判明した経緯

平成29年4月、他区で手当支払い遅延などが発生したことを受けて、美浜区高齢障害支援課で同様の事案の有無を確認したところ、上記2(2)の事実が判明した。

このため、平成24年度から27年度までの所得状況届すべてを点検したところ、改ざんされた疑いのある所得状況届がさらに2人分発見された。

その後実施した関係職員に対する聞き取りの結果、平成25年度から27年度にかけて、当時の担当職員が、所得状況届を改ざんしていたことが判明した。

5 特別障害者手当の不適正処理に係る対応

本件は、通常の事務処理ミスと異なり、手当受給者が正しく申告した所得状況届を職員が故意に改ざんしたことにより生じたものであり、この結果、受給者が「手当は適正に受給しており、過払いは受けていない」と認識してもやむを得ないことから、過払いとなった手当について、受給者に返還を求めるのは困難と判断した。

こうした中、所得状況届を改ざんした職員及び管理監督職員から本件過払いによる市の損害について、応分の負担をしたいとの申し出があり、後日、不適正支出額及び遅延利息全額(2,000,816円)について、上記職員から納付がなされた。

6 再発防止の取組み

次のことを、改めて職員に徹底する。

- (1) 事務処理に当たっては、必ず法令を遵守して、適正に処理すること
- (2) 判断に迷ったり、期限までに処理し切れないなど、困った事態が生じたときは、ひとりで抱え込まず、すぐに上司に相談すること

また、管理職及び主査に対しては、改めて次の事項を徹底する。

- (3) 決裁は、内容に誤りや漏れがないかを確認して、確実に行うこと
- (4) 上記(1)から(3)までの取組みにより、できる限り問題発生 of 未然防止に努めるが、万一、問題が発生したときは、直ちに、上司や関係課に報告したうえで、法令に基づいて、適正な善後策を講じること

(参考) 特別障害者手当の概要

- (1) 根拠法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- (2) 対象者 重度の障害が重複し日常生活において常時特別の介護を要する在宅の方(例えば、両手両足機能全廃の方、知能指数概ね20以下で常時要介護の方など)
- (3) 手当額(平成29年度・月額) 26,810円
- (4) 支給月 2・5・8・11月
- (5) 支給制限
 - ア 施設入所又は継続して3か月を超える入院の場合
 - イ 所得制限 本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限あり。例えば、扶養義務者の扶養親族2人の場合、収入額の目安883万2千円
- (6) 手当の返還金の時効 地方自治法第236条(金銭債権等の消滅時効)の規定により5年(過払い分で時効にかかっているものはない)
- (7) 受給者数(美浜区) 85人(平成29年10月時点)
- (8) 受給資格の確認方法 毎年8月から9月にかけて、手当受給者に所得状況届の提出を求め、所得状況とともに、過去1年以内の入所・入院の有無を確認している。当該届等により、施設入所又は3か月を超える入院が確認された場合は、資格喪失処分を行うとともに、本来手当が受給できない期間について支払われた過支給分の遡及返還を求めることになる。